

徳島県訓令第十一号

庁 中 一 般  
東 部 各 局  
各 セ ン タ ー 等  
各 総 合 県 民 局  
徳島県教育委員会事務局  
徳島県人事委員会事務局  
徳島県監査事務局  
徳島県労働委員会事務局  
徳島県収用委員会事務局  
徳島県警察本部  
徳島県議会事務局

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年十二月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

徳島県事務決裁規程（昭和四十二年徳島県訓令第百六十号）の一部を次のように改正する。

別表第六の三徳島県産業人材育成センター所長の項第八号中「第十条」を「第六条」に改める。

附 則

この訓令は、令和四年十二月二十三日から施行する。